

「民間の公益」（助け合い活動）と「行政の公益」（生活支援サービス）の関係を考える

提言

- 提言1** 行政と民間と協働し、地域の知恵とワクワク感にもとづく助け合いの心が豊かな地域への発展にもつながる。
- 提言2** 民間支援がないときに行政の責任は何かを明確にしておく。
- 提言3** 未来に対する「介護予防」とすでに必須の「生活支援」では行政の責任において異なる面もあり、分けて考えることも必要。

登壇者

【進行役】	雨宮 孝子氏	(公財) 公益法人協会理事長
	上野谷 加代子氏	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
	岡本 仁宏氏	関西学院大学法学部教授
	出口 正之氏	国立民族学博物館教授／総合研究大学院大学教授
	山岡 義典氏	(公財) 助成財団センター理事長

■ 寄せられた声から

- 楽しいことを計画すれば人は出てくるということを気付かせていただきました。
- 本当にとっても面白かったです。特に出口先生のルビンのつぼ！ 最高でした。
- 特に岡本仁宏氏、出口正之氏、山岡義典氏に基本的な考え方を説明していただき、勉強になりました。

議事要旨 雨宮 孝子氏

我が国は急速に少子高齢化が進み、2000年に発足した介護保険制度は、これまで家族の責任のように言われていた寝たきりや認知症の介護等に社会保険を使って社会全体で支える制度にし、以来20年。この制度を維持していくためには財源と人手が問題となる。分科会では、これまであまり議論されなかった行政の公益（生活支援サービス）と民間の公益（助け合い活動）との関係をどうとらえるかを議論したものである。

提言1 行政と民間と協働し、地域の知恵とワクワク感にもとづく助け合いの心が豊かな地域への発展にもつながる。

提言2 民間支援がないときに行政の責任は何かを明確にしておく。

提言3 未来に対する「介護予防」とすでに必須の「生活支援」では行政の責任において異なる面もあり、分けて考えることも必要。

2014年6月18日に成立した「医療介護総合確保推進法」は介護保険法、生活保護法、医療法等19の法律にかかわり地域包括ケアシステムの構築が進められている。介護保険法の改正で、高齢者が要介護状態にならないように支援する「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という）が改められ、すべての市区町村で様々なサービスが開始されている。総合事業では、介護保険制度による保険給付として行われていた要介護者や要支援者に対する全国一律の介護保険サービスとは異なり、各市区町村が主体となって行う事業（地域支援事業）でNPOや民間団体、ボランティアなど地域の多様

な主体がサービスを提供していくことになった。これまで介護予防事業は、介護認定の申請をしてサービスを受けていたが、介護認定を受けなくても介護予防サービスを利用できることになり、高齢者の生活機能の改善や生きがいづくりを重視した介護予防に役立つ事業となった。これについて、厚労省は、総合事業は市区町村が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支えあう体制づくりを推進する新しい試みといっている。しかし、見方によっては、これまで行政が行ってきた事業から撤退し、その埋め合わせを民間にやらせているようにも見える。基本的人権である生存権を核として、住民の身体や生活を守ることは、行政がやるべき施策であり、どのような地域社会を作るか、行政と地域住民との連携を密にして地域福祉を模索していくことが重要である。

その視点に立って、提言1では民間団体、NPO、ボランティアなど多様な主体が地域のニーズに合ったサービスや活動を実践する場合は、民間の自主性、ワクワク感に基づいて行うことが、継続性にもつながり、参加する人々が生きがいも感じるため、重要だという問題を提起した。提言2は、民間の支援がないとき、行政の行う社会保障がなくなることはないという意味である。提言3は、これらの行政と民間の役割について議論を深めるうえで、介護予防と生活支援を分けて考えることも必要との指摘に基づくものである。

尚、各パネリストの意見については、「助け合い大全'19 パネル編」218頁～222頁をご覧ください。

アンケートの結果 参加者概数：150名 回答者数：110名

